共有資產代表者指定(変更)届

令和 年 月 日

板倉町長あて

届出人

住所

氏名

ED

電話番号

固定資産税(納税通知書等)送付につき、協議の結果、下記の者を代表者(納税通知書等 送付先)としましたので届出いたします。

なお、共有者全員が了承済みであることを申し添えます。

(新) 代表者	郵便番号				電話番号				
	住所								
	フリカ゛ナ				生年月日				
	氏名				(FI)	大正 昭和 平成	年	月	日
	郵便番号				電話番号				
(旧) 代表者	住所								
※変更の 場合のみ 記載	フリカ゛ナ					生年月日			
	氏名					大正 昭和 平成	年	月	日
共 有 資 産									
資産の種類					爿	也番・所在地			
土地・家屋		邑楽郡板倉町							
土地・家屋		邑楽郡板倉町							
土地・家屋		邑楽郡板倉町							
土地・家屋		邑楽郡板倉町							
土地・家屋		邑楽郡板倉町							

※口座振替を設定している場合、変更により再度金融機関で手続きが必要となります。

※共有の固定資産については、持分に関係なく、共有者全員が連帯納税義務を負うものと されています。